

## 藤沢市特定建設工事共同企業体取扱要綱

制 定	平成 元年	4月1日
改 正	平成12年	4月1日
改 正	平成18年	4月1日
改 正	平成20年	4月1日
改 正	平成21年10月1日	
改 正	平成22年	4月1日
改 正	平成23年	9月1日
改 正	平成25年	4月1日
改 正	平成29年	7月1日
改 正	令和 2年	4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する大規模であり、かつ、技術的難易度の高い工事について、その確実な施工を確保するため結成される特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の構成要件及び結成方法等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事の決定)

第2条 市長は、設計金額が次の各号に掲げる規模の工事である場合で、かつ、工事内容が特定共同企業体による共同施工がより効果的であると認められる場合に限りに、特定共同企業体による施工対象工事として決定するものとする。ただし、工事の規模が次の各号に該当する場合であっても、単独企業による施工が十分確保できると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 建築工事については、 300,000,000 円以上
- (2) 土木工事については、 200,000,000 円以上
- (3) その他の工事については、 100,000,000 円以上

2 前項に規定する工事以外であっても、特殊な技術を要する工事等で、共同施工を通じて施工能力の向上及び技術移転を促進する効果があると認められる場合には、特定共同企業体による施工対象工事として決定することができる。

### (構成要件)

第3条 特定共同企業体を構成するに当たっての要件は、次の各号に定めるところ

によるものとする。ただし、発注工事ごとに必要となる要件については、その都度定めるものとする。

- (1) 特定共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）は、当該年度に競争入札参加資格者登録名簿に登載されている者で、本市の指名停止の期間中でない者とする。
- (2) 構成員の組合せは、発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）（以下「業法」という。）の許可業種につき許可を有する者の組合せであるものとする。
- (3) 構成員は、発注工事に対応する業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。
- (4) 構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。
- (5) 構成員の数は、2社とする。ただし、2社によっては円滑な施工が確保できないと認められるときは、発注工事ごとに構成員の数を定めるものとする。

（契約方法）

第4条 市長は、特定共同企業体により工事を発注する場合は、競争入札の方法により行うものとする。ただし、すでに特定共同企業体で施工中の工事に関連し、かつ、当該工事を施工中の特定共同企業体に新たに発注する必要があると認められる工事については、法令の定めるところにより随意契約の方法により行うことができる。

（工事業者等選考委員会への付議）

第5条 契約担当課長は、特定共同企業体により工事を発注する場合は、特定共同企業体の構成員の要件及び入札方法等について、藤沢市工事業者等選考委員会設置要綱（平成9年訓令甲第6号）に定める工事業者等選考委員会に付議しなければならない。

（公告）

第6条 市長は、特定共同企業体により条件付き一般競争入札を行う場合は、次の各号に掲げる事項を、藤沢市公告式条例（昭和25年藤沢市条例第35号）により公告しなければならない。

- (1) 特定共同企業体により競争入札を行う工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要

- (4) 工種
- (5) しゅん工期限
- (6) 入札参加資格
- (7) 構成員資格要件
- (8) 入札参加資格の確認手続の方法
- (9) 入札の日時，場所，方法等
- (10)その他必要事項  
(登録の方法)

第7条 建設業者が，特定共同企業体を結成して条件付き一般競争入札に参加しようとするときは，次の各号に掲げる書類を市長に提出し，入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 工事請負競争入札参加資格者登録申請書
- (2) 構成員別施工実績調書
- (3) 構成員別配置予定技術者調書
- (4) 委任状
- (5) 使用印鑑届
- (6) 宣誓書
- (7) 協定書
- (8) その他発注工事ごとに必要となる書類  
(存続期間)

第8条 工事請負契約を締結した特定共同企業体の存続期間は，工事目的物の引渡し後24月を経過した日までとする。

2 工事請負契約を締結した者以外の特定共同企業体の存続期間は，当該工事に係る契約が締結された日までとする。

(代表者の設置)

第9条 特定共同企業体には代表者を設けるものとする。この場合において，代表者は，出資比率が構成員中最大である者とする。

(入札及び契約の締結)

第10条 特定共同企業体の入札及び契約の締結は，特定共同企業体の代表者がこれを行うものとする。

(入札保証金)

第 11 条 特定共同企業体の代表者が、藤沢市契約規則（昭和 37 年藤沢市規則第 46 条）（以下「規則」という。）第 5 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合は、当該特定共同企業体に対する入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

2 特定共同企業体の構成員（代表者を除く。）として履行した契約は、規則第 5 条第 2 項第 2 号の当該契約には含まないものとする。

（工事の施工）

第 12 条 工事の施工は、共同施工方式とし、各構成員は工事請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（契約不適合責任）

第 13 条 特定共同企業体が施工した工事の契約不適合責任は、各構成員が連帯して負うものとし、特定共同企業体が解散した後に発見された契約不適合についても同様とする。

（構成員の脱退及び除名）

第 14 条 特定共同企業体の構成員は、破産又は解散をした場合を除き、第 7 条第 1 項又は第 2 項に定める存続期間中は、市長及び他の構成員全員の承認を得なければ脱退することができない。

2 特定共同企業体は、構成員に重大な義務の不履行その他の除名しうる相当な理由が生じたため、構成員を除名しようとする場合には、市長の承認を得なければならない。

（残存工事に対する処置）

第 15 条 工事請負契約締結後、特定共同企業体の構成員に脱退する者又は除名された者があるときは、残存する構成員が、当該工事を完成するものとする。ただし、残存する構成員のみでは適正な施工が困難なときは、市長及び残存構成員全員の承認により新たな建設業者を加入させることができる。

（経理）

第 16 条 特定共同企業体は、各構成員と特定共同企業体との経理を明確に区分し、代表者名義の預金口座を設けなければならない。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。